

笠間市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づく笠間市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という）の策定を目的として、笠間市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に挙げる事項について検討する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) その他推進計画策定のための必要な事項に関すること。

2 委員会は、前項の検討結果については、笠間市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

(委員)

第3条 委員会は次に掲げる者15名以内で構成し、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 笠間市図書館協議会委員（5名）
- (2) 笠間市教育研究会学校図書館部会代表（1名）
- (3) 読み聞かせボランティア団体代表（1名）
- (4) 音訳ボランティア団体代表（1名）
- (5) 学校PTA代表（1名）
- (6) 市長部局関係者（子ども福祉課長）
- (7) 教育委員会関係者（指導室長、学務課長、笠間図書館長、友部図書館長）

(任期)

第4条 委員の任期は、1年間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことが出来る。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会笠間図書館において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この訓令は、平成19年 4月 1日から施行する。

＜子ども読書活動推進計画策定委員＞(敬称略)

名 前	所 属	備 考
小室 昭	図書館協議会委員	学識経験者(笠間)
市原 裕子	図書館協議会委員	〃 (友部)
町田 享之	図書館協議会委員	〃 (岩間)
芳賀 文十郎	図書館協議会委員	市内中学校長
濱野和 博	図書館協議会委員	市内小学校長
井坂 敦子	笠間市内学校図書館教育研究部会	学校関係
小林 加奈恵	読み聞かせボランティア	市民代表 (図書館協議会委員)
大月 裕美	福祉関係、音訳ボランティア	〃
熊谷 美喜代	図書館ボランティア	〃
三村 美智子	図書館ボランティア	市民代表
村上 みき子	市長部局関係者	子ども福祉課(市内保育所長)
高橋 一夫	教育委員会関係者	教育委員会指導室長
佐々木 教子	教育委員会関係者	学務課(市内幼稚園長)

＜子ども読書活動推進計画策定専門委員＞(敬称略)

名 前	職 名
小坂 浩	生涯学習課長
綿引 孝一	笠間図書館長
清水 隆	友部図書館長
石上 節子	友部図書館主査
菅谷 勉	笠間図書館係長
谷田部 仁史	笠間図書館係長
飯田 三枝子	岩間図書館係長
鈴木 裕美子	笠間図書館主幹
服部 美香子	友部図書館主事